

宮城学院女子大学活動制限指針

| レベル | 総合 | 授業 | 学生の課外活動 (サークル活動、自主活動およびボランティア活動) | 学内会議 | 大学その他の場所における研究活動 (自宅における研究活動は制限しない) | 本学主催の行事 | 入構 (教員・学生・学外者) |
|-----|------|---|---|--|---|--|--|
| 0.0 | 通常 | — | — | — | — | — | — |
| 0.5 | 一部制限 | 原則として対面授業とする。ただし、感染防止対策が徹底できない授業については遠隔授業（非同期型）で実施する。感染ステージがIII、IV相当あるいはまん延防止等重点措置・緊急事態宣言が発出されている都道府県への移動を伴う授業は許可しない。なお、通学・通勤は可とする。 | 課外活動ガイドライン、自主活動・ボランティア活動のガイドライン等に従い、活動内容を申請し、感染拡大に配慮した活動を許可する。学外その他団体との接触を伴う活動、合宿を伴う活動は原則禁止とする。ただし、特段の事情がある場合は学長が許可できる。感染ステージがIII、IV相当あるいはまん延防止等重点措置・緊急事態宣言が発出されている都道府県への移動を伴う活動は許可しない。 | オンライン会議を推奨する。ただし、必要に応じて部局長判断で対面会議を開催できる。 | 可とする。ただし、感染ステージがIII、IV相当あるいはまん延防止等重点措置・緊急事態宣言が発出されている都道府県への移動を伴う出張は許可しない。国外を含め、特段の事情がある場合は学長が許可できる。 | 感染防止に留意して、実施する。 | 教員は通常勤務とする。学生は対面授業の開講時間帯に限って申請の必要なく入構を認める。また、大学図書館利用、その他事前に教職員の許可を得ている場合は入構を認める。学外者は教職員の許可を得た場合は可とする。 |
| 1.0 | 制限小 | 原則として遠隔授業とする。ただし、実験実習演習科目で、かつ、特段の事情がある場合は、学長が許可できる。国外および他の都道府県への移動を伴う授業は許可しない。 | 学内外の活動を原則として禁止とする。ただし、特段の事情がある場合は学長が許可できる。 | オンライン会議を推奨する。ただし、必要に応じて部局長判断で対面会議を開催できる。 | 可とする。ただし、感染ステージがIII、IV相当あるいはまん延防止等重点措置・緊急事態宣言が発出されている都道府県への移動を伴う出張は許可しない。国外を含め、特段の事情がある場合は学長が許可できる。 | 原則、延期あるいは中止とする。ただし、学長が許可した重要な式典・イベントのみ、感染拡大に最大限に配慮して内容を縮小し、実施する。 | 教員は自宅勤務を推奨する。学生の入構および学内施設の利用は原則として不可とする。やむを得ない理由により入構を希望する場合は、行先の担当部署等に電話等で事前連絡をし、許可が得られた場合のみ警備員室で手続きを行い入構する。学外者は教職員の許可を得た場合は可とする。 |
| 2.0 | 制限中 | すべての授業を遠隔授業とする。学外授業は許可しない。 | 学内外のすべての課外活動を禁止する。 | 原則としてオンライン会議とする。ただし、特段の事情がある場合は部局長判断で対面会議を開催できる。 | 可とする。ただし、仙台市外への出張は許可しない。 | 延期あるいは中止とする。 | 公共交通機関を利用して通勤する教員は自宅勤務を原則とする。学生は入構不可とする。学外者は学長の許可を得た場合は可とする。 |

| | | | | | | | |
|-----|-------|--------------------------------|------------------------|------------|--------|--------------|---|
| 3.0 | 活動の停止 | すべての授業を遠隔授業とする。 学外授業は許可しない。 | 学内外のすべての課外活動を 禁止する。 | 対面会議は禁止する。 | 不可とする。 | 延期あるいは中止とする。 | 教員は自宅勤務とする（学長は出勤を指示できる）。 学生は入構不可とする。 学外者は学長の許可を得た場合は可とする。 |
|-----|-------|--------------------------------|------------------------|------------|--------|--------------|---|

2021年8月20日

入構
(事務職員)

—

通常勤務とする。

自宅勤務を推奨する。
ただし、感染拡大に最大限の配慮をしつつ、交代勤務、時差出退勤等を講じ、大学の運営機能を維持するために必要な人員（50%程度）を配置する。

公共交通機関を利用して通勤する教員は自宅勤務を原則とする（教員と同様にしました）。
ただし、大学の運営機能を維持するために必要な人員（30%程度）を配置する。

自宅勤務とする。
ただし、大学の運営機能を維持する
ために必要最小限の人員を配置
する。